浄化槽の保守点検及び清掃に係る実施状況に関する調査票 記載要領

1 調査の概要

(1) 当該調査の実施根拠(条文の抜粋は【参考】を参照)

浄化槽法第49条において、都道府県知事は浄化槽台帳の作成が義務付けられており、 保守点検及び清掃の実施状況が台帳に記載すべき事項として規定されている(同法施行 規則第57条の2)ところです。

当該調査は、千葉県内の保守点検及び清掃の実施状況を把握するため、同法第49条 第2項の規定により、報告をもとめるものです。

(2) 今後の継続的な調査依頼予定について

当該調査は令和6年度から開始しましたが、今後毎年同様の調査依頼をすることとなりますので、ご承知おきいただくとともに、データ管理をお願いします。

2 調査票作成上の留意事項

(1)調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに保守点検及び清掃を実施した浄化槽 に係る情報

(2)調査対象者

保守点検:千葉県、千葉市、船橋市、柏市の登録を受けている保守点検業者

清 掃:各市町村、一部事務組合等の許可を受けている清掃業者(ただし、千葉市、

船橋市、柏市の許可業者は除く。)

※ 調査対象期間中に廃業となった事業者を含みます。

(3)調査票様式等のダウンロード方法

以下の県ホームページから、ダウンロードをお願いします。

「浄化槽保守点検及び清掃に係る実施状況の報告について」

https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/joukasou/jokasohokoku.html

(4)調査票の概要

○ 様式1及び2 (調査票及び実施基数)

全事業者が回答してください。調査対象期間に保守点検及び清掃の実績が無い場合 も、回答する必要があります。

○ 様式3及び4 (実施状況)

回答が難しい事情がある場合は、様式1にその内容を記載してください。

(5)報告期限

一次〆切:様式1及び2 (調査票及び実施基数) 令和6年7月19日(金)

二次〆切:様式3及び4 (実施状況) 令和6年9月30日(月)

- 3 提出方法(以下のいずれかの方法によりご提出ください。)
 - ※ 調査票はその後の集計に使用する関係上、紙媒体や PDF 等に変換せず、エクセル 形式のまま提出をしてください。
- (1) 一般社団法人千葉県環境保全センターの会員である事業者
 - ア メールでの提出 メールアドレス: info@kankyohozen.com
 - イ CD-R 等の電子媒体を郵送で提出 〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1 千葉県環境保全センター宛て
- (2)上記(1)以外の事業者
 - ア 「ちば電子申請サービス」による提出

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=32146

イ CD-R 等の電子媒体を郵送で提出

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁水質保全課 浄化槽班宛て

- (3) 電子データでの回答が難しい事業者
 - ア 一般社団法人千葉県環境保全センターへFAX FAX 番号:043-245-4223
 - イ 一般社団法人千葉県環境保全センターへ郵送 〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1 千葉県環境保全センター宛て
 - ※ 上記 (3) により電子データ以外で回答を行う場合、調査票の回答は様式1・2 までとし、様式3・4の提出は不要とします。
- 4 調査票記入にあたっての注意点(記載例も合わせて確認の上、作業願います。)
- (1) 様式1(調査票)
 - ・営業所が複数ある事業者は、取りまとめて回答してください。
 - ・電話番号及びメールアドレスは、担当者に連絡がとれるものとしてください。
- (2) 様式2(実施基数)
 - ・調査対象期間内に保守点検及び清掃を実施した浄化槽の基数について、市町村別、 単独・合併の区分別に入力してください。
 - ・入力は実施回数ではなく、実施した基数を入力してください。 (例:年4回保守点検を実施している浄化槽も1基と計上)
 - ・保守点検を再委託で実施している浄化槽については、委託元が回答してください。
- (3)様式3及び4 (実施状況)
 - ・様式2で回答した浄化槽に係る保守点検及び清掃の実施状況を入力してください。
 - ・色付け項目を必須項目とし、把握していない項目については空欄で構いません。

5 当該調査に係る問合せ先

千葉県環境生活部 水質保全課浄化槽班 TEL: 043-223-3813

【参考: 当該調査の実施根拠】

〇 浄化槽法(抜粋)

(浄化槽台帳の作成)

第四十九条 都道府県知事は当該都道府県の区域(保健所を設置する市及び特別区の区域 を除く。)に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は 特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成する ものとする。

- 一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称
- 二 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況
- 三 その他環境省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。
- 3 前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

〇 環境省関係浄化槽法施行規則(抜粋)

(浄化槽台帳の作成)

- 第五十七条の二 法第四十九条第一項第三号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項
 - 二 使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項
 - 三 保守点検の実施状況に関する事項
 - 四 清掃の実施状況に関する事項
 - 五 その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項
- 2 浄化槽台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出その他 の情報に基づいて行うものとし、都道府県知事は、浄化槽台帳の正確な記録を確保する よう努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、浄化槽台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を 適正かつ確実に実施することができると認められる者に委託することができる。